令和6年(ワ)第■■■■■号 損害賠償請求事件

原告 ■■■■

被告 ENEOS株式会社

文書送付嘱託申立書

令和6年11月25日

東京地方裁判所民事部民事第19部に係 御中

原告 ■■■■

原告は、頭書事件について、次のとおり文書送付嘱託を申し立てる。

本書に用いる用語の意味は、被告のコンプライアンスホットライン規程(乙1、本件規程)、令和6年8月9日付の原告第3準備書面までの原告の主張書面及び同日付の被告準備書面(4)までの被告の主張書面に定義するところによる。

第1 被告におけるコンプライアンス遵守の徹底に関する資料

- 1 文書の表示
 - (1) コンプライアンス規程
 - (2) ENEOSグループ内部通報制度基本規程
 - (3) HDグループコンプライアンス方針
 - (4) 第1回ENEOSコンプライアンス委員会における役員コミットメント
 - (5) 令和6年10月29日付の文書「ENEOSグループ理念・行動基準の再確認について」
 - (6) 令和6年5月23日付の文書「【通知】貴殿による私的提起の訴訟追行における行為について」
- 2 文書の所持者

〒110-8162 東京都千代田区大手町一丁目1番2号

ENEOS株式会社

上記代表者代表取締役社長 山口 敦治

- 3 証明すべき事実
 - (1) 被告の従業員がコンプライアンスを徹底することを定めている規程が存在すること、及びその内容
 - (2) 被告等における法令等に違反する事実又は違反するおそれのある事実に対する是正措置及び再発防止策等の実行は、従業員が安心し、誇りを持って働ける環境を実現するためでもあること
 - (3) 原告が社内規程及び業務上の電子メール等を書証として提出した行為について、懲戒処分等の可能性があると通知されたこと

4 送付の必要性等

本件訴訟は、被告の内部通報制度及びその運用に関連する争点を含んでいる。被告は、行動基準及び本件規程に定める是正措置及び再発防止策に関して、その実行及び通知について、法人としての義務を定めていないと主張している。また、仮に被告が原告の主張するような義務を何者かに対して負っている場合であっても、少なくともその義務は従業員に対して負っている義務ではないと主張している。さらに、行動基準及び被告等に適用されるべき規程類の遵守徹底を図る義務についても、従業員に対して負っている義務ではないとの主張を展開している。 (注¹)

しかしながら、被告は自らのコンプライアンス規程やENEOSグループ内部 通報制度基本規程において、従業員全体にコンプライアンスの徹底を求める規定 を設けており、さらに、コンプライアンス方針や役員コミットメントを公式文書 や会議を通じて広く周知している。このことから、被告が従業員に対し行動基準 及び本件規程に定める是正措置及び再発防止策を実行する義務を負うことは明ら かである。

上記1に示す資料は、被告が行動基準及び本件規程に基づく義務を実行し、これを従業員に遵守させるべく求めている実態を確認するために不可欠なものである。特に、是正措置及び再発防止策に関する被告の義務の趣旨、及びその徹底を図る方針を明らかにするための重要な証拠資料として位置付けられる。

本件資料は、原告の主張の正当性を立証する上で必要不可欠であり、被告のコンプライアンス遵守及びその徹底に関する取組みの実態を明らかにするために必要である。

なお、上記1に示す資料については、原告がこれを提出することについて、被告から懲戒処分等の可能性がある旨の通知を受けている。そのため、本書において、上記1に示す資料の送付嘱託を申し立てる。

第2 被告と本件豪州企業との間で交わされた文書及び豪州子会社側の会計帳簿

1 文書の表示

- (1) 被告と本件豪州企業との間で、平成29年5月の本件豪州企業の請求から同年1月から4月にかけてのGST支払分を差し引く形で精算した際に交わされた書面、メール、又はその他のやり取りに関する記録
- (2) 豪州子会社が平成29年7月31日に、被告に79,315.52豪ドルを送金した際の会計仕訳が記帳されている豪州子会社側の会計帳簿

¹ 被告準備書面 (3) 第2の4(1)、被告準備書面 (4) 第2の1(1)及び(2)

2 文書の所持者

豪州子会社は被告の全額出資子会社であるため、上記文書は被告が入手できる ものと認められる。

〒110-8162 東京都千代田区大手町一丁目1番2号

ENEOS株式会社

上記代表者代表取締役社長 山口 敦治

- 3 証明すべき事実
 - (1) 被告が本件豪州企業に対して支払ったGSTについて、被告と本件豪州企業 との間で精算が行われた理由
 - (2) 豪州子会社が被告に送金した 79,315.52 豪ドルが、豪州子会社が豪州税務当局から受け取った還付金であるという事実

4 送付の必要性等

本件訴訟の主要な争点の一つは、被告が本件規程3.6(1)に基づく通知義務を適切に果たしたかどうか、さらに、その通知に関連する通報者に対する通知又は 共有した情報が事実に基づき適正であったか否かである。本件においては、被告 が原告に共有した情報の正確性が極めて重要である。

原告第4準備書面で述べたとおり(注²)、被告は、原告に対し、以下の情報を 共有又は認識させた。

- 本件豪州企業へのGSTの支払は、GSTに関する定めのない契約に基づくものである。
- 本件豪州企業に対するGSTの支払は、平成28年11月以降のGST法改正 を背景としたものであり、法的に問題がない。
- 豪州子会社が被告の還付請求を代行し、被告に対して 79,315.52 豪ドルを送金 した。

しかし、これらの情報は正確性に疑念がある。この点を明確にするためには、 被告と本件豪州企業との間で行われた精算に関する記録や、豪州子会社の会計帳 簿の内容の確認が必要である。

被告が原告に対して共有した情報の不正確性は、原告に「本件豪州企業に対するGSTの支払が契約内容に基づいていたか否かを調査しなかった」と誤認させる結果をもたらした。このことは、前回の訴訟において原告が「調査によって確認されている法令等に違反する事実又は違反するおそれのある事実に対する対応をしなかったこと」との主張を構築できなかった原因の一つである。

上記1に示す資料を通じて、被告の行為が行動基準第11項(3)に違反するものであったか否かを確認することが可能となる。また、これにより、被告の通報者

² 原告第4準備書面第2の2

に対する通知内容が行動基準及び被告等に適用されるべき規程類に適合していた かを立証できる。

以上